

3 入国審査に係る最長審査待ち時間の一層の短縮化

勸告	説明図表番号
<p>空港において行われている入国審査は、「第4次出入国管理基本計画」（平成22年3月30日法務省）によると、「外国人旅行者が我が国において最初に体験する」ものであり、当該外国人旅行者が「我が国に対して抱く印象に大きく影響するものである」とされている。</p>	表3-①、②
<p>「観光立国推進基本計画」では、空港での審査に要する待ち時間を20分以下に短縮することを目標に出入国手続の迅速化・円滑化を図ることとされており、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」では、空港での出入国手続の迅速化を図るため、審査場の混雑状況に応じて、日本人用審査ブースと外国人用審査ブースを機動的に運用することとされている。</p>	表3-③ 表3-④
<p>また、法務省は、「第4次出入国管理基本計画」において、空港における審査待ち時間を一層短縮するための取組として、入国審査官の機動的な配置等を着実に実施していくこととしている。</p>	表3-②（再掲）
<p>【政策評価結果に基づく勸告事項への対応状況等】</p> <p>当省が実施した外国人観光に関する政策評価では、出入国手続の円滑化等を促進するため、法務省に対し次の勸告を行っている。</p> <p>① 審査ブース及び入国審査官の配分（配置）が最適であるかについて更に検証し、その上で入国審査の待ち時間を短縮するために一層の機動的な運用を行うこと。</p> <p>② 航空会社に対し、出入国記録カードが適切に記載されるよう一層の協力依頼を行うとともに待ち時間情報を提供すること。</p>	
<p>上記勸告を踏まえ、法務省は、平成24年1月から8月までの最長審査待ち時間の平均が、22年の平均よりも上回っている空港がみられたことなどから、24年10月に、通知（注）により、地方入国管理局に対し、一層の入国審査待ち時間の短縮に努める旨を指導している。</p> <p>（注） 「空港における上陸審査待ち時間について（通知）」（平成24年10月22日付け法務省管第5541号法務省入国管理局入国在留課長通知）</p>	表3-⑤
<p>今回、外国人入国者の75.1%（平成25年）が利用する主要4空港（成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港）を担当する4地方入国管理局空港支局において、上記の勸告事項に対する対応状況等を調査した結果は、次のとおりである。</p>	表3-⑥
<p>① 審査待ち時間の短縮化を図る取組として、外国人乗客者数の割合に応じた審査ブースの開設、入国審査官の機動的な配置等は、いずれも行われている。</p>	表3-⑦～⑩
<p>② 平成22年と25年の入国審査の最長審査待ち時間（年平均）を比較すると、4空港の計6審査場のうち、成田空港第1旅客ターミナルビル（以下「1ビル」という。）では31分から22分、羽田空港では27分から18分、関西空港第1ターミナル北審査場では41分から27分、同南審査場では34分から25分へと、それぞれ短縮されてい</p>	表3-⑪

<p>る。これらのうち、関西空港（大阪入国管理局関西空港支局）では、審査場間で入国審査官を移動させる時間帯や人数を文書で明確に示し、入国審査官の機動的配置を行っている。</p>	<p>表 3 - ⑩（再掲）</p>
<p>③ しかし、成田空港第 2 旅客ターミナルビル（以下「2ビル」という。）では、i) 1 ビルの最長審査待ち時間の短縮を図るため、入国審査官（8 人程度）を 1 ビルに移動させたこと、ii) 外国人入国者数が多い傾向にある時期に入国審査官に対する研修が実施され、入国審査官が一時的に減少したことなどから、平成 25 年の最長審査待ち時間が 22 年に比べ、21 分から 26 分へと長くなっている状況がみられた。</p>	<p>表 3 - ⑫</p>
<p>また、中部空港（名古屋入国管理局中部空港支局）では、平成 25 年の最長審査待ち時間が 22 年に比べ、18 分から 24 分へと長くなっているが、審査待ち時間が長くなった時間帯における入国審査官の審査体制（機動的配置状況）を記録しておらず、長時間化の原因分析や短縮化に向けた更なる取組が行えない状況となっている。</p>	<p>表 3 - ⑬</p>
<p>なお、上記の 2 空港のほか、全国においては、福島、茨城、富山、小松、大分、宮崎及び那覇の各空港においても、審査待ち時間は長時間化している傾向にあり、その原因分析や短縮化に向けた更なる取組が重要である。</p>	<p>表 3 - ⑭</p>
<p>【所見】</p>	
<p>したがって、法務省は、観光立国の推進に資する観点から、入国審査の最長審査待ち時間の一層の短縮を図るため、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>① 最長審査待ち時間が短縮されていない空港については、その原因分析を行った上で、審査場間で移動させる入国審査官の時間帯や人数を明確に定めることなどにより、入国審査官の機動的な配置により一層努めること。</p>	
<p>② 最長審査待ち時間の月別の推移を踏まえ、研修業務に係る年間スケジュールを検討するなどにより、各空港において、最長審査待ち時間が長くなる時期に必要な入国審査体制が確保できるよう努めること。</p>	

表3-① 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）〈抜粋〉

（上陸の申請）

第6条 本邦に上陸しようとする外国人（乗員を除く。以下この節において同じ。）は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならない。ただし、国際約束若しくは日本国政府が外国政府に対して行った通告により日本国領事官等の査証を必要としないこととされている外国人の旅券、第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者（第26条の2第1項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。）の旅券又は第61条の2の12第1項の規定により難民旅行証明書の交付を受けている者の当該証明書には、日本国領事官等の査証を要しない。

2 前項本文の外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。

3 前項の申請をしようとする外国人は、入国審査官に対し、申請者の個人の識別のために用いられる法務省令で定める電子計算機の用に供するため、法務省令で定めるところにより、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）によって個人識別情報（指紋、写真その他の個人を識別することができる情報として法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一～五 （略）

（入国審査官の審査）

第7条 入国審査官は、前条第2項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号（第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者又は第61条の2の12第1項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者については、第1号及び第4号）に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一～四 （略）

2 前項の審査を受ける外国人は、同項に規定する上陸のための条件に適合していることを自ら立証しなければならない。（後略）

3、4 （略）

（注） 下線は当省が付した。

表3-② 第4次出入国管理基本計画（平成22年3月30日法務省）＜抜粋＞

Ⅲ 出入国管理行政の主要な課題と今後の方針

1 我が国社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

(3) 国際交流の一層の推進

ア 観光立国実現に向けた取組

観光立国の実現は、地域経済の活性化による豊かな国民生活の実現、雇用機会の増大、関連産業への経済効果の発現、国際相互理解の増進等の意義を有するもので、政府においては、観光立国推進基本計画（平成19年6月29日閣議決定）を策定するなど、外国人旅行者の受入れ拡大に向け政府全体で取り組んできたところ、「新成長戦略（基本方針）」（平成21年12月30日閣議決定）においては、訪日外国人を2020年までに2,500万人、将来的には3,000万人まで伸ばすことを目標としている。

外国人旅行者が我が国において最初に体験する空海港における入国審査は、外国人旅行者が我が国に対して抱く印象に大きく影響するものである。したがって、入国審査においては、不法滞在等を企図する者を適切に排除しつつ、真の旅行者を円滑に入国許可し、我が国により良い印象を抱いてもらうことが重要であり、その印象に大きな影響を与える空港における審査待ち時間を一層短縮するための取組として、事前旅客情報システム（APIS）の効果的な活用や、入国審査の際、不審な旅客を別室で審査し、他の旅客の審査を滞らせないようにする「セカンダリ審査（二次的審査）」の実施、入国審査官の機動的な配置等を着実に実施していくほか、審査待ち時間の表示など行政サービス向上に一層努めていく。

また、地方空港への国際定期便の就航や国際チャーター便の増加に対応した入国審査官の派遣等を行うほか、停泊時間が短い大型クルーズ船の乗客等が十分な観光を行えるよう、入国審査官が事前に乗船して入港前に事前審査を行う乗船審査を積極的に実施する。

さらに、日本人や再入国許可を有する外国人が事前に登録することで円滑な出入国が可能となる自動化ゲートについて、民間企業等に出向いて利用者希望登録を行うなど、一層の利用拡大を図る。

(注) 下線は当省が付した。

表 3-③ 観光立国推進基本計画（平成 24 年 3 月 30 日閣議決定）＜抜粋＞

<p>第 3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>3. 政府全体により講ずべき施策</p> <p>3-4 国際観光の振興</p> <p>(一) 外国人観光旅客の来訪の促進</p> <p>④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等</p> <p>ウ 出入国手続の迅速化・円滑化</p> <p><u>観光立国の推進に資するため、空港での審査に要する待ち時間を 20 分以下に短縮することを目標に出入国手続の迅速化・円滑化を図る。</u></p> <p>具体的には、事前旅客情報システム（A P I S）の効果的な活用や、入国審査の際、不審な旅客を別室で審査し、他の旅客の審査を滞らせないようにする「セカンダリ審査（二次的審査）」などを実施する。また、バイオメトリクス情報取得機器操作や出入国カード記載の案内を行うこと等により、審査待ち時間の短縮に取り組む。</p> <p>加えて、平成 25 年に最終報告がされる予定である「訪日外国人 2,500 万人時代の出入国管理行政検討会議」（法務大臣の私的懇談会）における出入国管理行政の在り方の検討結果を受け、短時間で円滑かつ厳格な審査を確実に実施できる将来の出入国審査の方法等について検討を進め、実施可能な施策から随時措置する。</p> <p>また、地方空港への国際線乗り入れ状況等を踏まえ、出入国管理体制の充実を目指す。</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表 3-④ 観光立国実現に向けたアクション・プログラム（平成 25 年 6 月 11 日観光立国推進閣僚会議決定）＜抜粋＞

<p>3. 外国人旅行者の受入の改善</p> <p><出入国手続の改善></p> <p>(1) 出入国手続の迅速化・円滑化</p> <p>○ 空港での出入国手続の迅速化を図るため、自動化ゲートの利用を促進するとともに、審査場の混雑状況に応じて、日本人用審査ブースと外国人用審査ブースを機動的に運用する。</p>

表3-⑤ 「空港における上陸審査待ち時間について（通知）」（平成24年10月22日付け法務省管在第5541号法務省入国管理局入国在留課長通知）＜抜粋＞

我が国においては、観光立国が政府の基本的な施策の一つとして位置付けられており、本年7月31日に閣議決定された「日本再生戦略～フロンティアを拓き、『共創の国』へ～」においても、震災や原発事故により落ち込んだ観光需要の回復を果たし、訪日外国人旅行者の増加を目標とするとともに、空港での外国人入国審査の最長待ち時間を20分とすることが盛り込まれているところです。

このように、当局においては、上陸審査待ち時間を短縮することが重要な課題であり、法務省の実施する政策評価の対象ともなっているところ、これまで、セカンダリ審査の実施や、各地方入国管理官署の創意工夫等により、上陸審査待ち時間の短縮に努めてきたところです。これらにより、5空港において本年1月から8月までの最長上陸審査待ち時間の平均が20分以下となり、また、11空港において本年1月から8月までの最長上陸審査待ち時間の平均が平成23年の最長上陸審査待ち時間の平均以下となっています。

他方、多くの空港で最長上陸審査待ち時間が20分を超えているほか、最近、最長の上陸審査待ち時間が40分を超える日が多く見受けられ、60分以上となる日も散見されるなどしています。また、7空港において、本年1月から8月までの最長上陸審査待ち時間の平均が、過去最高の入国者数を記録した平成22年1年間の平均よりも上回っています。本年1年間の平均最長審査待ち時間についても、これまでと同様に、政策評価の対象となるところ、現状のままでは、上陸審査待ち時間短縮へ取り組む姿勢自体を問われかねず、観光立国推進のためにも、一層の上陸審査待ち時間短縮に努め、政策目標を達成していく必要があります。

つきましては、部下職員に対して、出入国審査リストの確認等を適切に行うことはもとより、上陸審査待ち時間の短縮の重要性や政策的位置付けについて改めて説明願うとともに、在留カード発行空港においては、中長期在留者が短期滞在用ブースに並ぶことによって旅行者等の上陸審査待ち時間を長期化させることのないよう、振り分けを徹底するなど、その実情に応じた上陸審査待ち時間の短縮に一層の配意を願います。

なお、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います。

(注) 下線は当省が付した。

表3-⑥ 外国人入国者数の推移

(単位：人、%)

区分		平成 22 年	23 年	24 年	25 年
総数		9,443,696 (100) [100]	7,135,407 (100) [75.6]	9,172,146 (100) [97.1]	11,255,221 (100) [119.2]
うち主要4空港	成田	4,196,291 (44.4) [100]	2,819,907 (39.5) [67.2]	3,562,244 (38.8) [84.9]	4,263,463 (37.9) [101.6]
	羽田	750,831 (8.0) [100]	908,349 (12.7) [121.0]	1,097,511 (12.0) [146.2]	1,293,083 (11.5) [172.2]
	中部	506,636 (5.4) [100]	416,507 (5.8) [82.2]	476,069 (5.2) [94.0]	573,527 (5.1) [113.2]
	関西	1,745,355 (18.5) [100]	1,338,783 (18.8) [76.7]	1,791,577 (19.5) [102.6]	2,323,111 (20.6) [133.1]
	4空港の合計	7,199,113 (76.2) [100]	5,483,546 (76.8) [76.2]	6,927,401 (75.5) [96.2]	8,453,184 (75.1) [117.4]

- (注) 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 ()内は総数に占める割合を表す。
 3 []内は平成22年を100とした場合の指数を表す。

表3-⑦ 成田空港（東京入国管理局成田空港支局）における外国人入国審査待ち時間の短縮化に係る取組の実施状況

区分	取組内容等
審査ブースの配分割合の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前旅客情報システム（APIS）により、航空機の到着時刻、日本人乗客数、外国人乗客数等の情報を受信。この内容に基づき、日本人乗客数と外国人乗客数の割合に応じて、日本人用及び外国人用ブースの配分数を決定 ○ 日本人の審査終了後、外国人用ブースに切り替えて対応
入国審査官の機動的配置	混雑時間帯には、出国審査場と上陸審査場において、また、1ビルでは南ウイングと北ウイングにおいて、相互応援を実施
審査ブースコンシェルジュの配置	乗客の審査ブース等への誘導、出入国記録カードの記載内容の確認等を実施するため配置
航空会社に対する機内での出入国記録カード記載の協力依頼	英語、韓国語及び中国語（繁体字、簡体字）の出入国記録カードを航空会社に事前に配布し、機内での記載を依頼。毎月開催している航空会社等との連絡会議において、口頭で依頼
事前旅客情報システムの活用	乗客数、慎重審査対象者に係る情報等を事前に把握し、日本人と外国人の乗客数の割合に応じて、審査ブースを開設。慎重審査対象者を速やかに特定し、ブース審査を円滑化
セカンダリ審査	慎重審査対象者を審査ブースから速やかにセカンダリ審査に引き渡し、審査ブースでの停滞を防止
審査待ち時間の情報提供	<p>フォークライン（上陸審査場に到達した外国人乗客が並ぶ1本の蛇行したライン）上に、待ち時間を表示した立て看板（1ビルは15分、30分、2ビルは15分、30分、45分）を設置</p> <p style="text-align: center;">(45分の立て看板)</p> 

(注) 当省の調査結果による。

表 3-⑧ 羽田空港（東京入国管理局羽田空港支局）における外国人入国審査待ち時間の短縮化に係る取組の実施状況

区分	取組内容等																																			
審査ブースの配分割合の変更	<p>事前旅客情報システム（API S）により、事前に航空機の到着便数、乗客数を把握し、日本人と外国人の乗客数の割合に応じて審査ブースを配分。日本人の審査が先に終了した場合、外国人ブースに切替え</p> <p>当省の現地調査では、次表のとおり、日本人と外国人の乗客数の割合に比べて外国人用ブースをより多く開設している状況がみられた。</p> <p>表 入国審査ブースの配分状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="6">ブース番号、対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">乗客数の割合に応じた配分</td> <td>1、2</td> <td>3、4</td> <td>5～10</td> <td>11～14</td> <td>15～23</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>優先</td> <td>自動化ゲート (外国人)</td> <td>外国人</td> <td>外国人再入国</td> <td>日本人</td> <td>自動化ゲート (日本人)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実際の配分</td> <td>1、2</td> <td>3、4</td> <td colspan="2">5～16</td> <td>17～20</td> <td>21～23</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>優先</td> <td>自動化ゲート (外国人)</td> <td colspan="2">外国人</td> <td>外国人再入国</td> <td>日本人</td> <td>自動化ゲート (日本人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「優先」は日本人・外国人共用のブースである。 2 「ブース番号、対象者」欄は、上段がブース番号、下段が対象者を表す。</p>	区分	ブース番号、対象者						乗客数の割合に応じた配分	1、2	3、4	5～10	11～14	15～23	24	優先	自動化ゲート (外国人)	外国人	外国人再入国	日本人	自動化ゲート (日本人)	実際の配分	1、2	3、4	5～16		17～20	21～23	24	優先	自動化ゲート (外国人)	外国人		外国人再入国	日本人	自動化ゲート (日本人)
区分	ブース番号、対象者																																			
乗客数の割合に応じた配分	1、2	3、4	5～10	11～14	15～23	24																														
	優先	自動化ゲート (外国人)	外国人	外国人再入国	日本人	自動化ゲート (日本人)																														
実際の配分	1、2	3、4	5～16		17～20	21～23	24																													
	優先	自動化ゲート (外国人)	外国人		外国人再入国	日本人	自動化ゲート (日本人)																													
入国審査官の機動的配置	モニターで上陸審査場及び出国審査場の混雑状況を随時確認し、その状況に応じて、出国審査場の職員を上陸審査場に応援配置。入国審査が集中する22時台には職員の休憩時間をずらして対応																																			
審査ブースコンシェルジュの配置	乗客の審査ブース等への誘導、出入国記録カードの記載内容の確認等を実施するための配置																																			
航空会社に対する機内での出入国記録カード記載の協力依頼	<p>平成 24 年 1 月に、次表のとおり、東京入国管理局羽田空港支局審査監理官名の文書により依頼。このほか、定例会議において口頭で依頼</p> <p>表 航空会社に対する機内での出入国記録カード記載の協力依頼の文書（平成 24 年 1 月 25 日付け東京入国管理局羽田空港支局審査監理官から運送業者の長及び機長宛て）＜抜粋＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(前略)</p> <p>外国人の方が日本に入国する場合、外国人入国記録（EDカード）の提出が必要であり、あらかじめ機内で記載していただくようお願いしているところです。</p> <p>到着客がEDカードを記載していない場合、入国審査を受けるまでに時間がかかるため、スムーズな入国手続の妨げとなるおそれがあります。</p> <p>つきましては、<u>外国人の方にあらかじめ機内でEDカードを配布の上、記載の案内をしていただきますようご協力をお願いします。</u></p> <p>(後略)</p> </div>																																			

事前旅客情報システムの活用	事前に日本人・外国人の乗客数、慎重審査対象者に係る情報等を把握し、日本人と外国人の乗客数の割合に応じて審査ブースを開設。慎重審査対象者を速やかに特定し、ブース審査を円滑化
セカンダリ審査	慎重審査対象者を審査ブースから速やかにセカンダリ審査に引き渡し、審査ブースでの停滞を防止
審査待ち時間の情報提供	フォークライン（上陸審査場に到達した外国人乗客が並ぶ1本の蛇行したライン）上に待ち時間表示板（10分、20分）を設置

（注） 当省の調査結果による。

表3-⑨ 中部空港（名古屋入国管理局中部空港支局）における外国人入国審査待ち時間の短縮化に係る取組の実施状況

区分	取組内容等
審査ブースの配分割合の変更	首席審査官の指揮により、事前旅客情報システム（APIS）により把握した日本人と外国人の乗客数の割合に応じてブース開設数を決定。日本人の審査を終えた審査ブースを外国人用に切り替えて対応
入国審査官の機動的配置	航空機の到着時刻、乗客数を踏まえ、出国・上陸審査場間の相互応援、審査管理部門からの応援を実施
審査ブースコンシェルジュの配置	乗客の審査ブース等への誘導、出入国記録カードの記載内容の確認等を実施するため配置
航空会社に対する機内での出入国記録カード記載の協力依頼	毎月開催の会議において2か月に1回を目途に口頭で依頼
事前旅客情報システムの活用	乗客数、慎重審査対象者に係る情報等を事前に把握し、日本人と外国人の乗客数の割合に応じて、審査ブースを開設。慎重審査対象者を事前に各審査ブースに周知し、ブース審査を円滑化
セカンダリ審査	慎重審査対象者を審査ブースから速やかにセカンダリ審査に引き渡し、審査ブースでの停滞を防止
審査待ち時間の情報提供	フォークライン（上陸審査場に到達した外国人乗客が並ぶ1本の蛇行したライン）上に10分、20分、30分の待ち時間を表示

（注） 当省の調査結果による。

表 3 - ⑩ 関西空港（大阪入国管理局関西空港支局）における外国人入国審査待ち時間の短縮化に係る
取組の実施状況

区分	取組内容等
審査ブースの配分割合の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○ 首席審査官が、事前旅客情報システム（A P I S）により把握した到着便の日本人・外国人の乗客数の割合に応じて、日本人用と外国人用の審査ブースの割合を決定 ○ 入国審査が開始されると、首席審査官がマイクを使用し、審査ブースの混雑状況に応じて、審査ブースの配分変更を指示 ○ 日本人の審査が終了し次第、外国人ブースへの変更を指示することとなるが、例えば、次の便に日本人乗客が多く、まもなく出入国審査場に到着する場合には、直ちに外国人用ブースに変更するのではなく、モニターにより次の便の乗客の審査場への通路の進行具合を確認しながら、入国審査官が外国人を一人ずつ自分の審査ブースに呼び込み審査を実施するなど臨機に対応
入国審査官の機動的配置	<p>平成25年8月から、次表のとおり、出入国審査場の混雑時間帯、繁忙の状況に応じて、審査場間で入国審査官を移動させる時間帯、人数を文書で明確に示し、審査体制を整備</p> <p>表 「勤務場所のローテーション実施後の審査応援体制等について（指示）」（平成25年7月19日付け大阪入国管理局関西空港支局審査監理官から各審査部門首席審査官宛て）＜抜粋＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《審査応援体制》</p> <p>以下は、基本的な応援体制であり、勤務当日の状況に合わせ、責任者の判断により各審査部門で効率的な共助体制を執ることとする。</p> <p>1 T 2 から T 1 への応援</p> <p>(1) T 1 南・T 1 北・T 2 の3か所の定員を16名に揃えることから、T 2 から T 1 北へ常時3名を終日応援とし、各部門で事前に当番を選出する。</p> <p>応援勤務者が、休暇等により出勤しない場合はT 2（送り出し側）のシフト責任者が代わりの当番を入り時間までに指名し、応援人数を減らしてはいけない。</p> <p>終日応援は、首席審査官及び統括審査官以外の職員の中から選出する。</p> <p>(2) 終日応援のほかにT 2 の空き時間を利用してのスポット的な応援を行う。</p> <p>（別紙 スポット応援表のとおり）</p> <p>スポット応援には統括審査官が含まれる。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> </div> <p>別紙 スポット応援</p> <p>【T 2 ⇒ T 1 への応援】</p> <p>① 明け 午前6：30～午前9：30（T 2 到着便終了後順次移動する）</p> <p style="padding-left: 20px;">北上陸審査担当 T 2 から 4名</p> <p>明け 午前8：00～午前9：30</p> <p style="padding-left: 20px;">北出国審査担当 T 2 から 1名</p> <p style="padding-left: 20px;">南出国審査担当 T 2 から 1名</p>

	<p>南上陸審査担当 T 2 から 2 名</p> <p>② 入り 午前10:30～午後1:00</p> <p>北上陸審査担当 T 2 から 2 名</p> <p>③ 入り 午後2:30～午後5:30</p> <p>北上陸審査担当 T 2 から 2 名</p> <p>④ 入り 午後7:00～午後9:30</p> <p>北上陸審査担当 T 2 から 3 名</p> <p>【T 1 南⇒T 1 北への応援】</p> <p>⑤ 入り 午後5:30～午後8:00 (E K316便終了後順次)</p> <p>北上陸審査担当 T 1 南から 2 名</p> <p>⑥ 入り 午後5:00～午後8:00 (混雑状況に応じて調整)</p> <p>北出国審査担当 T 1 南出国から 1～2 名</p> <p>⑦ (D 7 534便 月・土のみ) 到着時間により変動</p> <p>北上陸審査担当 T 1 南から 2 名</p> <p>(D 7 遅延の場合は時間に応じ終日応援 3 名は免除し、南へ応援要請する。)</p> <p>【T 1 北⇒T 1 南への応援】</p> <p>⑧ 明け 午前8:00～午前9:30 (混雑状況に応じて調整)</p> <p>南上陸審査担当 T 1 北から 2 名</p> <p>⑨ 入り 午後12:30～午後1:30 (混雑状況に応じて調整)</p> <p>南上陸審査担当 T 1 北から 2 名</p>
審査ブースコンシェルジュの配置	第1ターミナル北及び同南審査場に配置し、乗客の審査ブース等への誘導、出入国記録カードの記載内容の確認等を実施
航空会社に対する機内での出入国記録カード記載の協力依頼	<p>○ 毎月開催の航空会社主催の会議において口頭で依頼</p> <p>○ 航空会社からの依頼により出入国記録カードを事前配布する際に口頭で依頼</p> <p>○ 機内での未記載が多い航空会社に対しては、出入国記録カードの事前配布の機会等を通じて個別に協力要請</p>
事前旅客情報システムの活用	乗客数、慎重審査対象者に係る情報等を事前に把握し、日本人と外国人の乗客数の割合に応じて、日本人用・外国人用の審査ブースの配分を決定。慎重審査対象者を事前に入国審査官に周知し、ブース審査を円滑化
セカンダリ審査	慎重審査対象者を審査ブースから速やかにセカンダリ審査に引き渡し、審査ブースでの停滞を防止
審査待ち時間の情報提供	フォークライン（上陸審査場に到達した外国人乗客が並ぶ1本の蛇行したライン）上に⑩、⑳、㉓（それぞれ10分、20分、30分を表す）の札を立て、待ち時間を表示

(注) 当省の調査結果による。

表3-⑪ 主要4空港における外国人入国審査の最長審査待ち時間の推移

(単位：分)

区分	成田空港		羽田空港	中部空港	関西空港		
	1ビル	2ビル			北	南	
平成 22年	1月	24	21	30	17	35	26
	2月	26	21	29	18	41	24
	3月	38	25	30	16	45	34
	4月	38	30	30	19	45	42
	5月	28	20	27	20	36	40
	6月	34	21	28	18	39	31
	7月	37	26	29	18	50	37
	8月	39	23	27	18	48	38
	9月	33	21	26	17	46	40
	10月	26	17	23	18	40	35
	11月	25	14	18	17	36	30
	12月	22	15	24	15	34	31
	年平均	31	21	27	18	41	34
23年	1月	20	17	24	17	31	30
	2月	23	18	19	17	30	26
	3月	15	10	12	16	23	22
	4月	12	12	10	16	17	19
	5月	12	10	13	19	19	19
	6月	12	11	12	17	26	27
	7月	17	12	14	18	29	29
	8月	19	14	12	18	31	28
	9月	20	15	15	16	34	30
	10月	19	17	13	18	31	29
	11月	17	17	15	18	32	36
	12月	16	18	13	17	36	26
	年平均	17	14	14	17	28	27
24年	1月	15	25	13	22	33	27
	2月	17	19	15	18	34	27
	3月	19	24	15	22	42	30
	4月	20	30	17	33	45	40
	5月	13	24	13	27	34	25
	6月	17	26	15	21	32	29
	7月	25	44	17	30	43	45
	8月	34	35	17	31	44	38
	9月	27	30	18	26	45	39
	10月	24	24	16	25	29	28
	11月	20	21	17	20	32	25
	12月	20	26	16	19	26	20
	年平均	21	27	16	25	37	31
25年	1月	19	21	16	20	25	21
	2月	23	22	16	24	31	25
	3月	26	29	22	30	30	26
	4月	22	32	26	37	33	29
	5月	19	26	17	24	26	23
	6月	19	24	15	21	29	24
	7月	21	29	15	20	31	22
	8月	20	26	15	23	25	27
	9月	25	29	17	25	25	28
	10月	28	27	16	28	23	26
	11月	22	24	20	19	25	27
	12月	20	22	20	17	23	24
	年平均	22	26	18	24	27	25

- (注) 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。
2 上陸審査を受けるための列に並び始めてから、上陸審査ブースに到達するまでの時間を紙を配布する等して計測し、1日のうちでも長かった時間を毎日調査・集計した数値の月平均である。
3 関西空港については、平成24年10月に開設された第2ターミナル分を除く。
4 網掛けは、平成22年に比べ長時間化しているものを表す。

表3-⑫ 最長審査待ち時間が長時間化している例①

空港名	最長審査待ち時間の推移、長時間化の原因等																																																																																																		
成田空港	<p>平成22年と25年の外国人入国者数を比較すると、次表のとおり、22年が約420万人、25年が約426万人とおおむね同程度となっている。</p> <p>表 成田空港における出入国者数の推移 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> <th>25年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出入国者数</td> <td>25,876,983</td> <td>20,793,496</td> <td>23,700,160</td> <td>24,610,872</td> </tr> <tr> <td>うち外国人入国者数</td> <td>4,196,291</td> <td>2,819,907</td> <td>3,562,244</td> <td>4,263,463</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。</p> <p>しかし、平成25年の外国人入国審査の最長審査待ち時間(年平均)を22年と比較すると、次表のとおり、1ビルでは31分から22分へと短縮しているが、2ビルでは21分から26分へと長時間化している。</p> <p>表 成田空港における最長審査待ち時間(年平均)の推移 (単位：分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> <th>25年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1ビル</td> <td>31</td> <td>17</td> <td>21</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>2ビル</td> <td>21</td> <td>14</td> <td>27</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。</p> <p>① これは、従来から、2ビルに比べ、1ビルの最長審査待ち時間が長かったことから、1ビルの最長審査待ち時間の短縮化を図るため、東日本大震災の影響による出入国者数の減少(外国人入国者数は平成22年の420万人から23年は282万人に減少)に伴い、平成24年4月、2ビルの入国審査官8人程度を1ビルに移動させたことが一因と考えられる。</p> <p>② 月別の外国人入国者数をみると、次表のとおり、4月、7月及び8月が多くなる傾向にある。</p> <p>表 成田空港における外国人入国者数の月別推移 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> <th>25年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月</td><td>321,630</td><td>309,733</td><td>295,892</td><td>288,169</td></tr> <tr><td>2月</td><td>318,439</td><td>292,587</td><td>240,804</td><td>282,569</td></tr> <tr><td>3月</td><td>384,348</td><td>165,034</td><td>312,558</td><td>368,874</td></tr> <tr><td>4月</td><td>398,350</td><td>178,120</td><td>339,958</td><td>380,461</td></tr> <tr><td>5月</td><td>354,279</td><td>187,587</td><td>288,442</td><td>346,826</td></tr> <tr><td>6月</td><td>339,733</td><td>190,998</td><td>286,807</td><td>353,824</td></tr> <tr><td>7月</td><td>414,858</td><td>238,320</td><td>332,358</td><td>400,843</td></tr> <tr><td>8月</td><td>371,194</td><td>240,468</td><td>315,272</td><td>376,680</td></tr> <tr><td>9月</td><td>354,925</td><td>249,656</td><td>287,877</td><td>367,420</td></tr> <tr><td>10月</td><td>365,577</td><td>271,067</td><td>303,590</td><td>394,062</td></tr> <tr><td>11月</td><td>289,422</td><td>245,304</td><td>270,007</td><td>346,537</td></tr> <tr><td>12月</td><td>283,536</td><td>251,033</td><td>288,679</td><td>357,198</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。 2 網掛けは、外国人入国者数が多い上位4月を表す。</p>				区分	平成22年	23年	24年	25年	出入国者数	25,876,983	20,793,496	23,700,160	24,610,872	うち外国人入国者数	4,196,291	2,819,907	3,562,244	4,263,463	区分	平成22年	23年	24年	25年	1ビル	31	17	21	22	2ビル	21	14	27	26	区分	平成22年	23年	24年	25年	1月	321,630	309,733	295,892	288,169	2月	318,439	292,587	240,804	282,569	3月	384,348	165,034	312,558	368,874	4月	398,350	178,120	339,958	380,461	5月	354,279	187,587	288,442	346,826	6月	339,733	190,998	286,807	353,824	7月	414,858	238,320	332,358	400,843	8月	371,194	240,468	315,272	376,680	9月	354,925	249,656	287,877	367,420	10月	365,577	271,067	303,590	394,062	11月	289,422	245,304	270,007	346,537	12月	283,536	251,033	288,679	357,198
区分	平成22年	23年	24年	25年																																																																																															
出入国者数	25,876,983	20,793,496	23,700,160	24,610,872																																																																																															
うち外国人入国者数	4,196,291	2,819,907	3,562,244	4,263,463																																																																																															
区分	平成22年	23年	24年	25年																																																																																															
1ビル	31	17	21	22																																																																																															
2ビル	21	14	27	26																																																																																															
区分	平成22年	23年	24年	25年																																																																																															
1月	321,630	309,733	295,892	288,169																																																																																															
2月	318,439	292,587	240,804	282,569																																																																																															
3月	384,348	165,034	312,558	368,874																																																																																															
4月	398,350	178,120	339,958	380,461																																																																																															
5月	354,279	187,587	288,442	346,826																																																																																															
6月	339,733	190,998	286,807	353,824																																																																																															
7月	414,858	238,320	332,358	400,843																																																																																															
8月	371,194	240,468	315,272	376,680																																																																																															
9月	354,925	249,656	287,877	367,420																																																																																															
10月	365,577	271,067	303,590	394,062																																																																																															
11月	289,422	245,304	270,007	346,537																																																																																															
12月	283,536	251,033	288,679	357,198																																																																																															

しかし、これらの時期に法務省本省が実施する入国審査官を対象とした「入国管理局関係職員中等科研修」が、次表のとおり、約2か月間にわたり行われ（平成24年は8月から10月まで、25年は4月から6月まで及び9月から10月まで）、成田空港支局からは1回につき8人又は16人が参加している。

表 入国管理局関係職員中等科研修の実施状況

区分	実施期間	参加人数（人）				対象者、研修内容	
		うち主要4空港の空港支局					
		成田	羽田	中部	関西		
平成24年度	平成24年8月21日～10月18日	43	8	5	0	4	対象者は、入国管理局、入国者収容所及び地方入国管理局の採用後4～5年目の法務事務官・入国審査官。研修内容は、入国管理行政一般、入管法、審査実務等
25年度	平成25年4月11日～6月11日	41	16	8	2	1	
	平成25年9月3日～11月1日	40	8	4	2	0	

このため、2ビルにおける平成24年及び25年の最長審査待ち時間を月別にみると、次表のとおり、4月、7月、8月及び9月が長くなる傾向にあり、研修により入国審査官が一時的に減少していることも、審査待ち時間の長時間化の一因と考えられる。

表 2ビルにおける最長審査待ち時間（月別）

（単位：分）

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成24年	25	19	24	30	24	26	44	35	30	24	21	26
25年	21	22	29	32	26	24	29	26	29	27	24	22

（注）1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

2 網掛けは審査待ち時間が長い上位4月を表す。

（注） 当省の調査結果による。

表 3 - ⑬ 最長審査待ち時間が長時間化している例②

空港名	最長審査待ち時間の推移、長時間化の原因等				
中部空港	平成 22 年と 25 年の外国人入国者数を比較すると、次表のとおり、22 年が約 51 万人、25 年が約 57 万人とおおむね同程度となっている。				
	表 中部空港における出入国者数の推移 (単位：人)				
	区分	平成 22 年	23 年	24 年	25 年
	出入国者数	4, 249, 928	4, 050, 460	4, 248, 188	4, 158, 552
	うち外国人入国者数	506, 636	416, 507	476, 069	573, 527
	(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。				
	しかし、外国人入国審査の最長審査待ち時間（年平均）の推移をみると、次表のとおり、平成 22 年に 18 分であったものが、25 年は 24 分と長くなっている。				
	表 中部空港における最長審査待ち時間（年平均）の推移 (単位：分)				
	平成 22 年	23 年	24 年	25 年	
	18	17	25	24	
(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。					
名古屋入国管理局中部空港支局では、事前旅客情報システム（APIS）により事前に把握した航空機の到着時刻、乗客数の日本人・外国人の内訳を踏まえ、必要に応じ、審査管理部門に応援要請し、審査体制を整備しているが、1 日のうちで審査待ち時間が最も長くなった時間帯における審査体制（応援を含む）を記録しておらず、審査待ち時間の長時間化の原因分析や短縮化に向けた更なる取組が行えない状況となっている。					
なお、成田空港と同様に、中部空港の入国審査官も繁忙期に法務本省が実施する入国管理局関係職員中等科研修に参加しており（1 回につき 2 人）、このことも、長時間化の一因と考えられる。					

(注) 当省の調査結果による。

表3-⑭ 主要4空港以外における外国人入国審査の最長審査待ち時間の推移

(単位：分)

空港名	平成22年	23年	24年
新千歳	40	32	34
函館	37	42	37
旭川	49	49	49
釧路	45	43	43
帯広	63	46	50
女満別	51	50	32
仙台	22	19	20
福島	22	19	24
秋田	33	27	21
青森	29	27	22
新潟	24	23	24
茨城	34	38	44
富山	25	24	29
小松	29	28	33
富士山静岡	41	26	34
広島	25	26	21
岡山	34	24	28
米子	23	18	18
高松	28	27	25
松山	31	28	23
福岡	43	37	41
北九州	30	24	27
佐賀	55	52	50
長崎	21	17	20
熊本	30	25	28
大分	31	28	33
宮崎	25	23	28
鹿児島	31	27	30
那覇	23	25	26

- (注) 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 到着便の最初の乗客に対する審査開始から最後の乗客に対する審査終了までの時間を全便について計測した数値の平均である。
 3 網掛けは、平成22年に比べ長時間化しているものを表す。